

基本的な考え方と地域公共交通の在り方について

1 基本的な考え方の設定

設定の視点

- 目的の実現のために必要な施策・事業の整理に向けた考え方として、「基本的な考え方」を設定することで、より具体性のある交通施策の方向性を示すとともに、施策・事業の体系的な整理を進める。
- 計画対象である「総合交通」の内、「地域公共交通」に関する事項については、地域交通法第5条2項において、地域公共交通計画に定める事項として「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針」が挙げられることから、今後の地域公共交通の確保・維持に関して市が主体的に取り組むべきという趣旨を鑑みて、「地域公共交通の在り方」について整理した上で、交通施策の方向性の具体化を図り、施策・事業の展開を行う。



基本的な考え方

一体的な交通ネットワークの形成による地域公共交通の活性化及び再生の推進

道路ネットワークの整備・改善による都市の骨格形成及び交通基盤の強靱化

駅及びその周辺の一体的な都市づくりによる拠点における交通機能の充実

バリアフリー化や安全対策の継続的な実施による安全・安心な移動環境の整備

多様な移動手段の活用による地域公共交通の補完



施策・事業へ展開

2 基本的な考え方と課題（やるべきこと）との対応関係の整理

基本的な考え方	課題（やるべきこと）					
一体的な交通ネットワークの形成による地域公共交通の活性化及び再生の推進	都市拠点を 中心とした交通 ネットワークの 維持・向上	駅周辺の回遊性 の向上	都市間交流を 活性化させる 交通環境の充実	多様な移動手段 の確保	円滑な移動環境 の実現	災害時の 交通機能の確保
道路ネットワークの整備・改善による都市の骨格形成及び交通基盤の強靱化	都市拠点を 中心とした交通 ネットワークの 維持・向上		都市間交流を 活性化させる 交通環境の充実		円滑な移動環境 の実現	災害時の 交通機能の確保
駅及びその周辺の一体的な都市づくりによる拠点における交通機能の充実	都市拠点を 中心とした交通 ネットワークの 維持・向上	駅周辺の回遊性 の向上	都市間交流を 活性化させる 交通環境の充実		円滑な移動環境 の実現	
バリアフリー化や安全対策の継続的な実施による安全・安心な移動環境の整備		駅周辺の回遊性 の向上			円滑な移動環境 の実現	災害時の 交通機能の確保
多様な移動手段の活用による地域公共交通の補完	都市拠点を 中心とした交通 ネットワークの 維持・向上			多様な移動手段 の確保	円滑な移動環境 の実現	

3 地域公共交通の在り方の整理

(1) 対象範囲の設定

本市の「地域公共交通の在り方」を整理するに当たっては、地域公共交通の対象範囲を明確にする必要がある。そこで、「地域公共交通」は地域交通法第2条において以下のとおり定義されることを踏まえ、次のとおり対象範囲の設定を行った。

地域交通法第2条における「地域公共交通」

地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関



利用対象者	● すべての市民を基本とし、特に通勤・通学、買い物、通院等の日常生活において自由に使うことができる移動手段を持たない方に配慮するものとする。 ● 観光その他の目的により高槻市を訪れる方も対象とする。 ● 単独で公共交通機関の利用が困難な方については、福祉的交通の対象とする。
対象交通	● 既存交通として利用されている鉄道、路線バス、タクシーを対象とする。 ● 課題で示した「多様な移動手段の確保」への対応、また、「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」における持続可能な旅客運送サービスの提供の確保に向けた「地域の輸送資源の総動員」の考え方にに基づき、地域公共交通として、デマンド交通等の新たな交通についても活用の対象とする。 ● 企業・商業施設等への送迎バスなどの交通についても、法令等に基づく安全性・合理性が確保された場合に、必要に応じて活用の対象とする。 ● 都市間を長距離でつなぐ高速バスなどの広域的な交通については対象外とする。



図 1 対象交通の整理

(2) 求められる役割

基本方針（あるべき姿）を踏まえて、本市の地域公共交通に求められる役割を次のとおり整理する。

求められる役割

市民の移動手段を確保すること

根本的な役割として、すべての市民、特に自由に使うことができる移動手段を持たない方が、自立した日常生活を送る上で必要不可欠な社会基盤であるという認識の下、市民の移動手段を確保することが求められる。また、市民のニーズに合わせた利便性の高い地域公共交通体系を構築することで、自家用車に過度に依存しない交通行動への転換を促し、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減等に寄与することも期待される。

まちのにぎわいと活力の創出に寄与すること

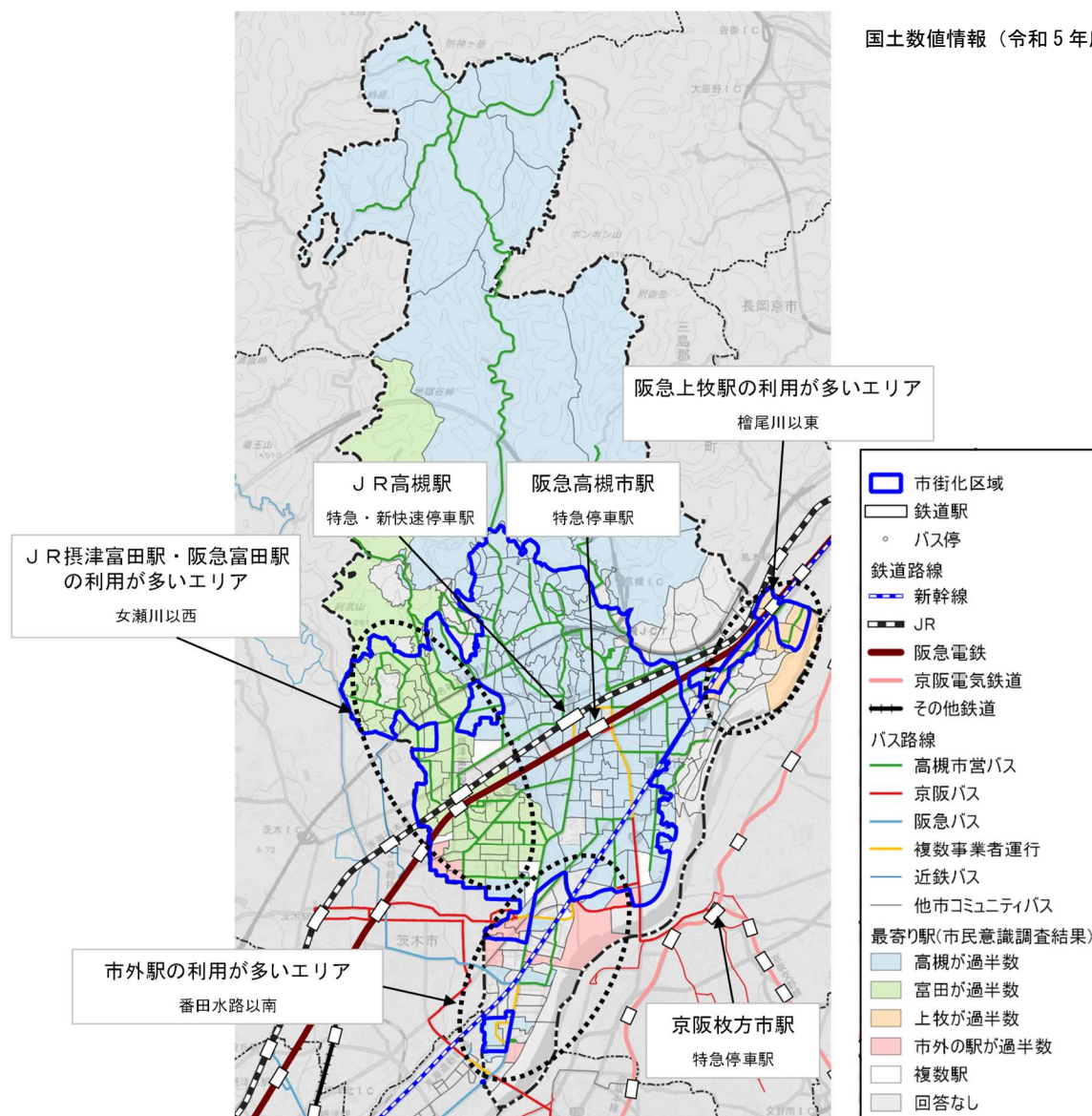
地域公共交通は単なる移動手段のみならず、市民の外出機会を増やし、中心市街地や市内各地域において、人と人が交流する場を生み出すことで、まちのにぎわいと活力の創出に寄与することが求められる。また、観光その他の目的により高槻市を訪れる方の移動の利便性や回遊性を高めることで、交流を活発化し、まちの魅力向上に貢献することも期待される。

(3) 将来の地域公共交通ネットワーク（案）

本市の将来の地域公共交通ネットワークを整理するにあたり、地域公共交通の状況等について再確認する。

鉄道及びバスの現況

- 市内を東西に運行する鉄道は、J R 西日本は特急・新快速停車駅、阪急電鉄は特急停車駅があり、市内移動だけではなく、京阪神地域の都市間移動を支える重要な公共交通機関である。
- 市内のバス路線は、鉄道駅を中心として放射状に広がっており、市街地の各地域と拠点間の移動を支えている公共交通機関である。
- その中でも、J R 高槻駅・阪急高槻市駅と京阪枚方市駅を結ぶバス路線は、利用者数も多く、本市と枚方市間の移動を支える重要な路線である。
- J R 高槻駅・阪急高槻市駅の利用者と J R 摂津富田駅・阪急富田駅の利用者の境界は、女瀬川が想定され、阪急上牧駅の利用者との境界は檜尾川が想定される。更に、南部では、番田水路以南で市外駅利用が多くなっている。



利便地・不便地・空白地による区分

利便地：「鉄道駅から半径 800m 圏内※¹」及び「平日 30 本/日以上²の運行本数のあるバス停から半径 300m 圏内※¹」の地域

不便地：「鉄道駅から半径 1km 圏内※³」及び「バス停から半径 1km 圏内※³」の地域のうち、「利便地」を除く地域

空白地：「利便地」及び「不便地」を除く地域

※1：国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」の評価指標における「公共交通沿線地域」を参考に設定

※2：国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」の評価指標における「基幹的交通路線」を参考に設定

※3：国土交通省「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」における「交通不便地域」を参考に設定

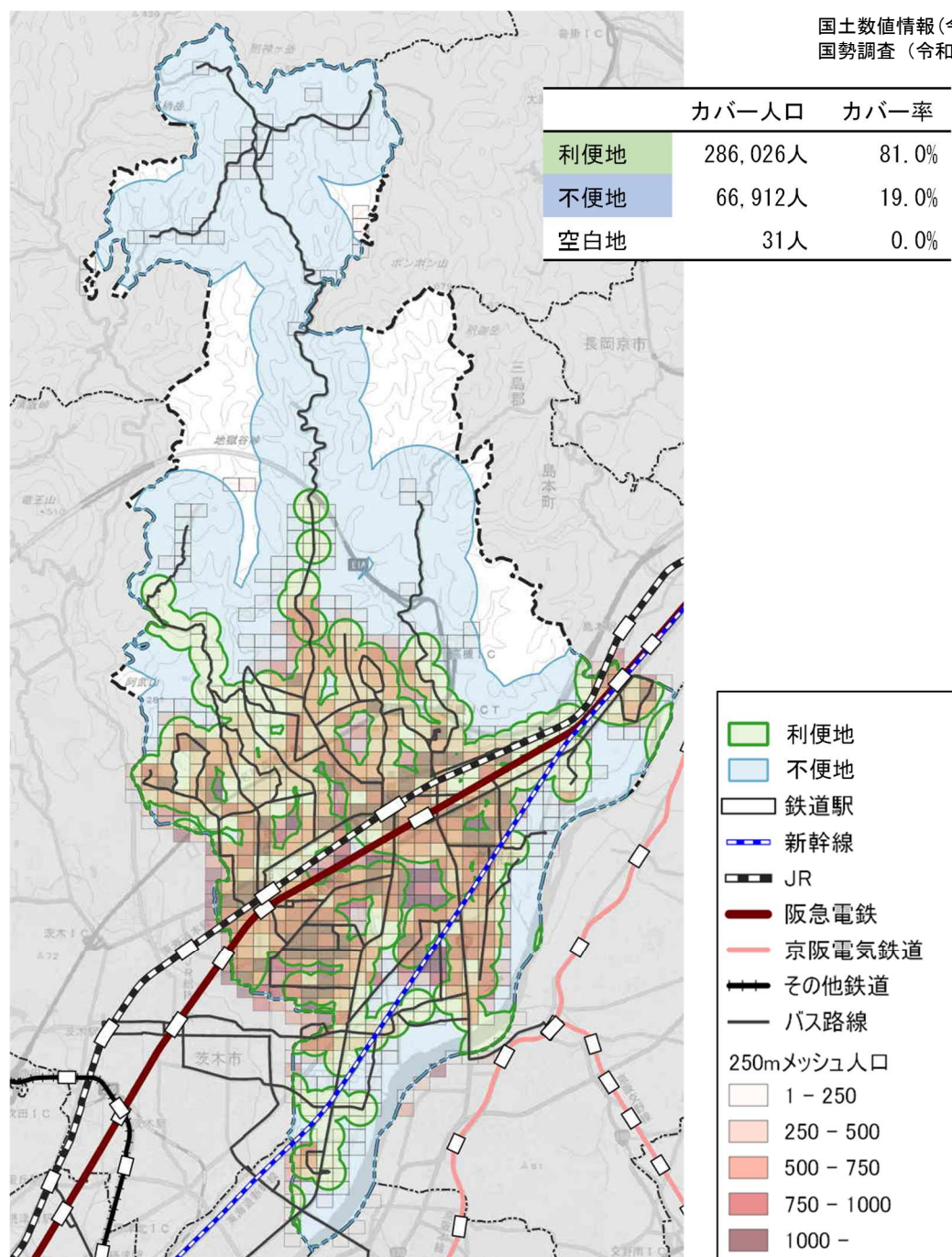


図3 鉄道及びバスの利便地・不便地・空白地の状況

将来の地域公共交通ネットワーク（案）

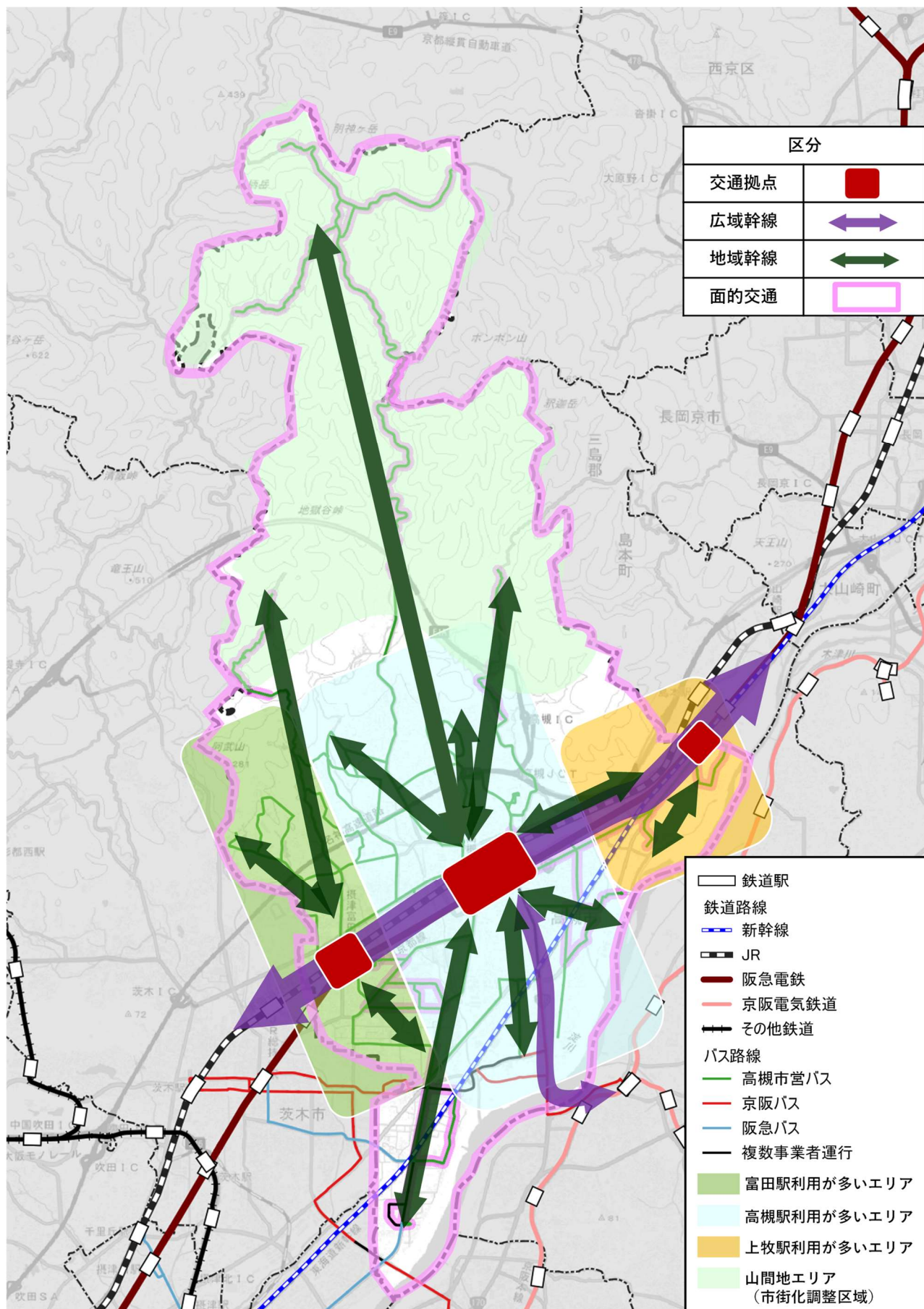


図4 将来の地域公共交通ネットワーク（案）

機能分担（案）

区 分			機 能	基本的な考え方
地域公共交通	広域幹線	鉄 道 路線バス	交通拠点と他都市を結び、大量輸送による速達性を有した広域的な移動を支えるとともに、都市間交流の更なる活性化を促す。	市内外の人々の移動を支える幹線交通として、利便性の向上等に取り組むとともに、将来に渡って安全性・速達性・定時性の確保をめざす。
	地域幹線	路線バス	市街地の各地域と交通拠点を結び、市内移動の円滑化を推進することで、市民の日常生活を支えるとともに、駅周辺のにぎわいや活力の向上を促す。	主に市民の移動を支える幹線交通として、利便性の維持・向上や効率化等に取り組むとともに、将来に渡って一定水準のサービスの確保をめざす。
		路線バス 等 (市街化調整区域等走行路線)	主に郊外部の集落地と交通拠点や市街地を結び、集落地における移動手段を確保するとともに、地域の連携や交流を深める。	主に集落地の地域住民の移動を支える幹線交通として、運行費用の一部を補助するなど、将来に渡って一定水準のサービスの確保に努める。
	面的交通	タクシー 等	多様な移動ニーズに対応した運行により、幹線交通の補完や市内移動の活性化を促す。	多様な移動ニーズに対応した交通として、利便性の高いきめ細かなサービスや地域の特性に応じたサービスの提供をめざす。
その他	施設等送迎サービス ボランティア輸送 等		法令等に基づく安全性・合理性が確保された場合に、必要に応じて連携を図り、地域公共交通を補完する。	
	福祉有償運送		単独で地域公共交通の利用が困難な方の交通として、地域公共交通を補完する。	